令和６年度博物館実習生受入要領

あつぎ郷土博物館では、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。）第１条及び第２条に基づき、学芸員資格取得のための博物館実習を実施する。

１ 実習生の受入要件

(1) 将来、学芸員になることを希望する者で、大学等において博物館に関する科目を既に修得している者又は実習開始時までに修得する見込みのある者。

(2) 大学４年生以上（ただし、短期大学については２年生でも可）の者。

(3) 実習期間中、すべての日程に出席できる者。

２　実習生の受入方法

　　次のとおり実習生を受け入れるものとする。

(1) 定員

５人。なお、各大学から１人を受け入れるものとするが、定員に満たない場合はこの限りではない。

(2) 受入期間

令和６年７月26日（金）、29日（月）から31日（水）まで、８月19日（月）から21日（水）及び９月７日（土）の計８日間。

(3) 受入分野

歴史・考古・民俗・生物の各分野を専攻する者を優先とする。

(4) 実習の内容

令和６年７月26日　オリエンテーション等

　　　　　 ７月29日から31日まで　歴史学、考古学、民俗学に関する実習

　　　　　 ８月19日から21日まで　生物学に関する実習（昆虫など生物に触れる実習が含まれる。）

　　　　　 ９月７日　展示解説及びまとめ

　 ただし、不測の事態により内容を変更する場合がある。

(5) 申し込みの方法

電話で事前申し込みを行った後、所定の「博物館実習申込書（手書きで記入）」を令和６年４月１日（月）から４月30日（火）までに持参又は郵送（４月30日必着）にて博物館実習担当宛てに申し込むこと。

(6) 受け入れの決定

申込み後、面接を実施し受入れの可否（内定）を申込者本人に文書で通知する。その後、大学からの依頼文書の受理をもって正式に受入れを決定する。なお、決定に関する問い合わせは受け付けない。

３　実習証明書等

　　実習期間中、すべての日程に出席した者を対象とし、大学の求めに応じて実習証明書等を発行する。実習生からの求めには応じない。なお、出席日数に欠ける者には発行しない。

４　その他

(1) 市内在住・在学を優先とする。

(2) 実習料は無料とするが、実習カリキュラムに必要なテキスト代（300円）及

び実習に係る実費（交通費・保険・資料送付に係る郵送料など）は自己負担とする。

(3) 実習期間中は大学において、実習生に対し傷害・損害保険に加入すること。実習中の怪我、資料破損等については、大学の責任において対処すること。

(4) 大学を通じて所定の「博物館実習に係る誓約書」を提出し、実習生はその内容を遵守すること。

(5) 事務連絡等は、原則として大学を通じて行うこと。

(6) 不測の事態により、実習の受け入れを延期ないし中止する場合がある。なお、中止の場合は、学内実習や演習等に振り替えること。

(7)実習中は、公共交通機関を利用すること。

５　問合せ及び申込み

　　あつぎ郷土博物館

　　〒243-0025

神奈川県厚木市下川入1366番地４

　　電話　046-225-2515